

第 2 章 フランス法における相殺と金融取引

野 村 豊 弘

1 はじめに

(1) 相殺制度の歴史的変遷

相殺というのは、ローマ法以来、債権の消滅原因の1つとして存在してきたものである⁽¹⁾。このような相殺制度について考察する場合に、2つの視点があると思われる。

1つは、相殺の手続きがどのように構成されているかということである。すなわち、相殺の要件が満たされた場合に、法律上当然に相殺の効力が生ずるのか、あるいは、相殺の意思表示によって初めて相殺の効力を生ずるのかということである。たとえば、ドイツ民法は、意思表示による相殺という制度を取っている⁽²⁾。日本の民法も同様である⁽³⁾。それに対して、フランスの民法は当然相殺という制度を取っていて⁽⁴⁾、フランス以外にも、当然相殺の制度をとっている国もかなりある。たとえば、ベルギー民法、カナダのケベック州民法も同様に当然相殺の制

(1) 相殺の歴史については、Reinhard Zimmermann, *The Law of Obligations. Roman Foundations of the Civilian Tradition*, Clarendon Press, 1996 (originally published in 1990), p.p. 760-767参照。

(2) ドイツ民法387条は、「二人が相互に同種の目的を有する給付を負担している場合において、各当事者は、自己に帰すべき給付を請求することができ、かつ相手方に対して自己のなすべき給付を履行することができるに至ったときは、相手方の債権に対して、自己の債権を相殺することができる」と規定している(日本語訳については、神戸大学外国法研究会編『外国法典叢書(2) 独逸民法〔II〕』有斐閣(1955年(復刊))264頁の翻訳およびCodes allemands -Code Civil et Code de Commerce - traduits en français par une équipe de juristes sous la direction de Maître William GARCIN, Editions Jupiter, 1967, p.142のフランス語訳を参照した)。

(3) 後述するように、ポアソナードの起草した旧民法では、フランス民法に倣って、当然相殺の制度がとられていたが、当然相殺の制度に慣れていない日本の国民にとっては、当然相殺は不便であることなどの理由から、現行民法では、ドイツ法のような意思表示による相殺の制度に修正されている。このような現行民法の立法理由については、『未定稿本民法修正案理由書』416頁以下(廣中俊雄編著『民法修正案(前三編)の理由書』有斐閣(1987年)として復刻されている)参照。

(4) フランス民法1290条参照(同条の内容については、本稿2において詳細に検討する)。

度をとっている⁽⁵⁾。

それからもう1つは、意思表示による相殺の場合について、相殺の意思表示の時点と相殺の効力発生との関係をどのように構成するかということである。換言すれば、相殺の効力がいつから発生するかという問題である。これについて、ドイツ民法は、相殺の意思表示の時点ではなく、相殺の要件をみたした時（相殺適状になった時）に相殺の効力が生ずるとして、遡及効を認めている（通常は、相殺の要件が満たされた後に、相殺の意思表示が行われるのであるから、相殺の効力が遡及することになる）⁽⁶⁾。他方、スカンジナビア諸国や英米法系の国では、むしろ遡及効が将来に向かってのみ効力を生じるという仕組みになっている⁽⁷⁾。

（2）日本民法に対するフランス民法の影響

ボアソナードの起草した旧民法財産編では、519条から533条まで、かなりの条文数を相殺に当てている。当然のことながら、フランス民法に依拠していて、法律上の相殺、任意上の相殺および裁判上の相殺という3つの相殺類型を置いていた⁽⁸⁾。ただし、2人の当事者間において相互に債務を負っている場合における法律上の相殺が主たる類型であって、それについては、フランス民法に倣って、当然相殺の制度をとっている。すなわち、財産編520条は、「二箇ノ債務カ主タルモノ互ニ代替スルヲ得ヘキモノ明確ナルモノ及ヒ要求スルヲ得ヘキモノニシテ且法律ノ規定又ハ当事者ノ明示若クハ黙示ノ意思ヲ以テ其相殺ヲ禁セサルトキハ当事者ノ不知ニテモ法律上ノ相殺ハ当然行ハル」と規定し、相殺の意思表示を必要とせず、当然に相殺が行われる（したがって、相殺の効力が生ずる）としている。

(5) ベルギー民法1290条、ケベック民法1673条。もっとも、これらの規定は、フランス民法1290条とまったく同一の文言であり、フランス民法に由来するものである。とくに、ベルギー民法は、文言だけでなく、条文の番号もフランス民法と同一である。

なお、相殺に関する比較法研究については、Reinhard Zimmermann, *Comparative Foundations of European Law of Set-off and Prescription*, Cambridge University Press, 2002 参照。

(6) ドイツ民法389条は、「相殺は、双方の債権が、その対当額の限度において、互いに相殺に適するようになった時に遡って消滅するという効力をもたらす」と規定している（法制審議会民法（債権関係）部会資料39「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（11）」別紙比較法資料3頁の訳による）。

(7) Zimmermann, *op. ci.* (前 (5)) p. 36 et s.

(8) 旧民法財産編519条参照。

ところが、その後旧民法に代えて起草された現行民法は、このような旧民法における当然相殺の制度は妥当でないという理由から⁽⁹⁾、ドイツ民法草案に倣って、現在見られるように、意思表示による相殺と遡及効とを組み合わせた制度になっている。なお、1911年に制定されたスイス債務法もドイツ法に倣っている⁽¹⁰⁾。

(9) 『未定稿本民法修正案理由書』（前（3））480頁以下参照。同書は、現行民法506条において、意思表示による相殺制度をとっている理由について、「……蓋シ相殺ノ行ハルルヤ或ハ既成法典ノ如ク法律上当然行ハルト為スモノアリ或ハ裁判上ニ對抗シテ始メテ行ハルト為スモノアリト雖モ第一ノ立法主義カ我国今日ノ實際ニ不便ナルコトハ既ニ前条ニ於テ説明セシ如ク之レカ為メニ未タ法律上ノ取引ニ慣レサル人民ヲシテ往々意外ノ不利益ヲ蒙ラシムルノミナラス我国従来ノ慣習ニ反スルコト多カルヘシ又第二ノ立法主義ノ不便ニシテ且ツ不当ナルコトハ因ヨリ明白ニシテ訴訟カ起リタルトキハ相殺スルコトヲ得テ訴訟カ起ラサルトキハ相殺スルコトヲ得サル如キハ寧ロ相殺ノ方法ヲ認メサルニ若カス然レトモ双方ノ債務カ仮令相殺ノ要件ヲ具備シテ対立スルモ当事者カ相殺ヲ欲セサルニ法律ハ之ニ干渉シテ強ヒテ債務ヲ消滅セシムル必要ナキニ因リ本案ハ本条ノ明文ヲ設ケ相殺ハ当事者ノ意思表示ニ依リテ行ハル、モノトシ仮令第五百四条（現行民法505条のこと－引用者注）ノ規定ニ因リテ当事者ハ相殺ノ権利ヲ得ルモ本条ノ規定ニ從ヒ之ヲ行使スルニ非サレハ相殺ノ効力ヲ生スルコトナシトシ即チ既成法典ノ主義ヲ排斥シテ当事者ノ安全ヲ保チ従来ノ慣習ニ適セシメタリ……」と述べている。また、相殺の効力が相殺適状の時点に遡って生ずることについても、その理由を「本条第二項ノ規定ハ相殺ノ立法上ノ趣旨ニ本ツキ殊ニ当事者ノ普通ノ意思ヲ斟酌シテ相殺ノ意思表示ハ既往ニ溯リ其効力ヲ生スルコトヲ認ムルモノトス蓋シ本案ノ如ク相殺ノ効力ヲ当事者ノ意思表示ニ係ラシムルトキハ相殺ノ意思ヲ通知シタル時即チ相殺ノ権利ヲ行使シタル時ヨリ相殺ノ効力ヲ生スト主張スルコトヲ得ヘシト雖モ亦双方ノ債務カ相殺ニ適シテ対立シタル時即チ相殺ノ権利カ当事者双方ニ発生シタル時ヨリ相殺ノ効力ヲ生セシムルモ一概ニ理論ニ反スルモノト云フヘカラス何トナレハ既ニ双方ノ債務カ互ニ消滅スヘキ性質ヲ備ヘテ相対立スルモノナレハナリ而シテ相殺ノ立法ノ本旨ハ固ヨリ双方ノ債務ヲシテ簡便ニ消滅セシムルニ存スルモノナレハ此目的ヲ達スルニハ各債務カ相殺ニ適シテ対立シタル時ヨリ相殺ノ効力ヲ生セシムルヲ以テ適當ト為スノミナラス当事者カ相殺ヲ主張スル普通ノ場合ヲ觀察スルニ概ネ債務カ相殺ニ適シテ対立シタル時ニ相殺ノ意思ヲ表示セスシテ却テ相手方ヨリ債務履行ノ請求ヲ受ケルニ至リテ始メテ相殺ヲ對抗スルハ通常人ノ免レサル所ニシテ極メテ注意周密ナル者ニ非サレハ債務カ相殺ニ適シタル時直ニ之ヲ主張スルコトナシト雖モ翻テ当事者ノ意思ヲ推察スルトキハ債務カ相殺ニ適シタル時ヨリ相殺ヲ欲シタルコトハ殆ント疑ナキ所ニシテ若シ相手方ヨリ債務履行ノ請求ヲ受ケ之ニ対シテ相殺ヲ主張シタル時ヨリ其効力ヲ生スルモノト為ストキハ当事者ノ意思ニ反スルノミナラス債務ヲシテ判然消滅セシムルコトヲ得ス相殺ノ便法ヲシテ大ニ其効用ヲ失ハシムルモノト云フヘシ故ニ本案ハ瑞士債務法索遜民法其他独逸民法草案等ノ例ニ倣ヒ相殺ノ意思表示ハ各債務カ相殺ニ適シタル時ニ溯リテ其効力ヲ生スルモノト為シ以テ實際ノ便宜ニ適セシメタリ」と述べている。なお、法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録3』商事法務研究会（1984年）572頁以下でも、起草委員である穂積陳重が同趣旨のことを説明している。

(10) スイス債務法120条～126条参照。

2 フランス民法の相殺制度⁽¹¹⁾

(1) 相殺の種類

フランスの相殺制度では、「法律上の相殺」と、「合意による相殺」と、「裁判上の相殺」という、3つの類型を認めているが、最も重要なものは法律上の相殺であって、相殺に関する議論も、これを中心になされている。合意による相殺というのは、民法1134条が根拠となっている。民法1134条は、意思自治の原則、契約自由の原則、契約の拘束力の根拠になる規定と理解されているが、「適法になされた合意は当事者間では法律に代わる」と定めている。同条は、本来、契約自由の原則の根拠となる条文であるが、ここでは、相殺の合意が問題となっているので、相殺の効力としての債務消滅の効果は、相殺の合意の時点において生ずるという意味で合意相殺の根拠条文と考えられている。裁判上の相殺というのは、被告が本訴の請求に対抗するために、反訴で相殺を主張するというものである。

(2) 法律上の相殺の要件

次に、法律上の相殺の要件について述べる。一般に、民法の教科書・体系書では、相殺の成立要件と障害事由（相殺の禁止）という2つの項目に整理されている。

(i) 相殺の成立要件

相殺の成立要件については、一般に、(a) 相互性 (réciprocité)、(b) 代替性 (fongibilité)、(c) 数額確定性 (liquidité) および (d) 請求可能性 (exigibilité) の4つの要件があげられている。

第1に、相互性 (réciprocité) というのは、当事者の双方が相手方に対して債務を負っていることが必要であるということである (民法1289条)。

第2に、代替性 (fongibilité) というのは、当事者双方の債務が代替物を目的とするものでなければならないということである (民法1291条)。すなわち、相殺は、同種の代替物債務の間でなされるということであるが、実務上は金銭債務に限られている。第1の要件および第2

(11) 以下の記述については、フランスの教科書、体系書として、Henri et Léon MAZEAUD, Jean MAZEAUD et François CHABAS, Leçons de droit civil, t. II, Premier vol. Obligations, 8^e éd., 1991, nos 1142 et s., p.1188 et s., Jean CARBONNIER, Droit civil 2, Les biens, Les obligations, 2004, nos 1253 et s., p. 2486 et s., Philippe MALAURIE, Laurent AYNES et Philippe STOFFEL-MUNCK, Droit civil, Les obligations, 4^e éd., 2009, nos 1187 et s., p. 666 et s., Alain BENABENT, Droit civil, Les obligations, 13^e éd., 2012, nos 816 et s., p. 592 et s., François TERRE, Philippe SIMLER et Yves LEQUETTE, Droit civil, Les obligations, 10^e éd., 2009, nos 1390 et s., p. 1371 et s., Philippe MALINVAUD et Dominique FENOUILLET, Droit des obligations, 11^e éd., 2010, nos 829 et s., p. 653 et s. et c. 参照。また、日本語の文献として、深谷格「相殺の構造と機能－フランス法を中心として－(1)～(4・完)」名古屋大学法政論集133号(1990年)33頁、134号(1990年)339頁、136号(1991年)335頁、137号(1991年)397頁、深川裕佳『相殺の担保的機能』信山社(2008年)等参照。

の要件は、対立する2つの債務の差引計算をするという相殺の本質上当然のことと解されている⁽¹²⁾。

第3に、数額確定性 (liquidité)⁽¹³⁾ というのは、相殺される双方の債務がともに、数額で示されることが必要であるということである。当事者双方の代替物債務が対当額で消滅するのであるから、当然のことである。したがって、数額で確定できない債務は相殺できないということになる。たとえば、事故の被害者の損害賠償債権については、訴訟によって損害賠償額が確定されない限りは、数額確定性はないということになるが、訴訟によって損害賠償が確定すれば、数額確定性があることになるので、その時点以後は、相殺が可能になると考えられる。

第4に、請求可能性 (exigibilité) である。相殺の対象となるのは、現実に請求することができる債務でなければならないということである。具体的に問題となるのは、条件付きの債務および期限付きの債務である。条件付きの債務債務は条件の成否が未定である間、現実に請求できないので、相殺の対象にならない。そして、期限付きの債務も、期限が到来しない間は、同様である。また自然債務の場合にも、同様であると解されている。第3の要件および第4の要件は、相殺の機能が直ちに働くために不可欠であると解されている⁽¹⁴⁾。

このように、フランス法では、相殺の要件として4つがあげられているのであるが、判例は、2つの債務が牽連している (connexe) 場合には、数額確定性および請求可能性の要件は不要と解されている。そこで、牽連性 (connexité) という概念がどのような意味を有するかが重要になるが、一般に、2つの債務が同一の法律関係から生じている場合をいうとされている。例えば、土地の賃貸借において、一方で、土地の所有者が修繕義務を果たしていないために、賃借人あるいは小作人に対して損害賠償の義務を負っていて、他方で、賃借人や小作人が賃料や小作料を支払う義務を負っているという場合に、この2つの債務には、牽連性があり、その間の相殺が許されることになる。

(ii) 障害事由 (相殺の禁止)

次に、相殺の妨げになる事由、すなわち、以下のような障害事由が存在する。言い換えれば、相殺が禁止される事由であるが、通常2つに分けられている。1つは、一方当事者の利益のために相殺が禁止される場合であり、もう1つは、第三者の利益のために相殺が禁止される場合

(12) Jean CARBONNIER, op. cit., n° 1253, p. 2487.

(13) 実務上、金銭債務に限られることから、liquiditéという言葉について、「金銭評価可能性」という訳語も用いられている (中村紘一・新倉修・今関源成監訳 = Termes juridiques研究会訳『フランス法律用語辞典 [第3版]』三省堂 (2012年) 261頁)。

(14) Jean CARBONNIER, op. cit., n° 1253, p. 2487.

である。

前者については、民法1293条1号から3号に規定されている。すなわち、同条は、相殺が債務の一方または他方の原因がいかなるものであっても生じることを原則としながら、相殺の効力が例外的に生じない3つの場合を規定しているのである。3号は、相殺が禁止される場合として、「差押不可能と宣言された扶養料を原因とする負債」をあげている。扶養債権あるいは扶養料というのは、その債権者にとってただちに必要なものであるために、現金で支払われるということが奪われてはならないという理由から、このような規定になっているのである。この規定は、差押えが禁止されている債権に拡張されている。例えば、労働災害において支払われる年金について、相殺を認めると、事実上、差押えを認めたことに等しい結果になるから、相殺が禁止されるというような説明がなされている。なお、労働法典L.3251-1条では、使用者が労働者に債権を有している場合に、使用者による相殺を禁止しているが、その次のL.3251-2条では、例外として、相殺ができる場合を定めている。

それから、民法1293条では、1号および2号にも、相殺が禁止される場合が規定されている。1号は、「所有者が不当に奪われた物の返還請求 (demande en restitution)」であり、2号は、「寄託 (dépôt) 及び使用貸借 (prêt à usage) の返還請求」である。これらの規定では、物の返還債務の相殺を想定しているが、事実上相殺が問題となるのは、金銭債務に限られているので、この規定が働くというのはあまりないように思われる。そこで、実際にはこの規定はあまり利用されていない。ただ、預金については、預金の性質を寄託と考えると、その預金の返還債務との相殺が禁止されるということになるので、問題となり得るが、これについては、後述する。

次に、第三者の利益のために相殺が禁止される場合は、民法1298条に定められている。すなわち、同条は、「相殺は、第三者の既得権を害しては生じない。したがって、債務者であって、第三者が行った差押え = 差止め (saisie-arrêt) の後に債権者となった者は、差押人を害して相殺を対抗することができない」と規定している⁽¹⁵⁾。

(3) 法律上の相殺の効力

相殺の効力については、すでに述べたように、民法1290条は、「相殺は、債務者が知らない場合であっても、法律上当然に法律の力のみによって行われる」と定め、相殺の要件がみたとされると、当事者の意思表示を必要とせずに、法律上当然に相殺の効力が生じるとしている。このように、相殺の要件を満たせば、当然に相殺の効力が生じ、債務は消滅するということが原

(15) 法制審議会民法(債権関係)部会資料39「民法(債権関係)の改正に関する論点の検討(11)」別紙比較法資料4頁の訳による。

則であるが、他の条文との間に矛盾が存在するのではないかという疑問が出されている。これについては、相殺の放棄の規定との関係で後に説明する。

ここで、法律上、債務消滅の効果が生ずるとするのは、ローマ法の法源であるユスティニアス法典の中にある、*ipso jure*という表現（「法それ自身によって」という意味）に由来するものである⁽¹⁶⁾。この表現の解釈について、注釈学者の間でいろいろ意見が分かれているが、相殺が当事者の意思に関わりなく、当然に生ずると解する見解があり、フランス民法に大きな影響を与えたポティエがその見解に従っていて⁽¹⁷⁾、フランス民法の起草者は、その見解に基づいて立法したということのようである⁽¹⁸⁾。*ipso jure*というの、ラテン語では、「法それ自身」というような意味になるが、起草者は、前述のような見解に従って、民法1290条において、「当然に（*de plain droit*）」と「法律の力によってのみ（*par la seule force de la loi*）」という表現によって、当然に相殺の効果は生じること、すなわち、当然に債務消滅の効果が生ずると規定したのである。

また、当事者の意思に関わりなく、当然に相殺の効果が生ずるとしたもう1つの理由は、裁判官によるコントロール、あるいは裁判官による恣意を回避するという趣旨も含まれていたということのようである。

一方で、相殺の効力を以上に述べたように考えるということは、相殺の対象となっている2つの債務について、弁済があったということである。債務が弁済された結果、その債務に担保が付いていれば、その担保が消滅するということになる。また、債務の一部について相殺があれば、残りの部分について時効中断の効果が生ずるということになる。

他方で、当然に相殺の効果が生ずるということは、弁済が強制されたのと同じになるということであって、一方当事者が無能力者であっても、相殺の効力が生じるということである。この点は、意思表示による相殺との大きな違いである。

ところで、相殺の要件がみたされると自動的に相殺が行われるという考え方が民法典の中で貫徹していないのではないかという疑問が生ずる。1つは、学説・判例は、相殺の放棄ということ認めているが、いったん相殺の要件が満たされたら、当然に相殺の効果が生じるのであれば、相殺の放棄というのは考えられないのではないかという疑問である。

もう1つは、債権譲渡と相殺との関係を規定している民法1295条が相殺の効力が当然に生ずるということと矛盾するのではないかということである。同条第1項は、「債権者が第三者に

(16) C. Just. 4. 31. 14.

(17) POTHIER, *Traité des obligations*, n° 635 (Oeuvres de Pothier par M. BUGNET, t. II, 1848, p. 345).

(18) ただし、ポティエの見解は、ローマ法における相殺についての誤ったものであるということのようである。

対して行った権利の譲渡を単純に承諾（acceptation）した債務者はもはや、承諾前に譲渡人（cédant）に対抗することができた相殺を譲受人に対抗することができない」と規定しているが、債務者の承諾前に相殺適状になっているとすれば、その時点で債務は消滅したことになるのではないかということである（結局、相殺の放棄と解することになろう）。また、民法1299条は、相殺によって消滅した債務の弁済について規定しているが、これも厳密に言うとは、相殺の効果が当然に生ずることと矛盾するのではないかと考えられているようである。

結局、現在のフランス民法の理解では、自動相殺主義というのは、当事者によっていったん相殺が援用された場合には、当事者の意思にも裁判官の評価にもかかわらず、法律の力によって相殺の効力を生ずるという構造であるということのようである。すなわち、当事者によって相殺が援用（主張）されると、その援用された日ではなくて、法定の要件が満たされた日に、当事者あるいは裁判官の意思ではなく、法律の力のみによって相殺の効力が「生じる」ということである。

（４）日本法との比較

以上のように、フランス民法の相殺制度は、日本の相殺制度とは、大きく異なっていて、1804年にフランス民法典が制定されてから、相殺に関する規定はほとんど改正されていない⁽¹⁹⁾。しかし、解釈論の変化によって、事実上、意思表示による相殺と遡及効を認める方向にかなり近くなっているというのが実情である。

3 銀行取引と相殺

（１）銀行間の決済システム

最後に、銀行取引と相殺であるが、銀行間の決済システムは相殺を前提にして、いろいろな説明がなされているということだけにとどめておく。

（２）銀行と顧客（預金者）間の相殺

具体的に考えられるのは、銀行と預金者との間で相殺をするということであるが、前述の民法1293条2号で、寄託あるいは使用貸借の目的物の返還債権の相殺禁止を定めていることとの

(19) 2011年に、1298条の文言が変更された。すなわち、「差押え＝差止め（saisie-arrêt）」という言葉が「差押え（saisie）」に置き換えられた。差押えに関する改革に伴って文言が変更されたのである。saisie-arrêtについては、中村ほか、前掲書（注（13））383頁参照。相殺に関して、この変更以外は、1804年制定時の規定がそのまま維持されている。

関係が問題になるように思われる。しかし、もともと銀行では預かった金員を、金融機関が自由に処分できるという規定が1984年の銀行法2条に定められていて、その規定はそのまま通貨財政法典という新しい法律に引き継がれている。そこで、相殺もできると考えられているようである。

<参考>

【フランス民法の相殺に関する規定（第1289条～第1299条）】

日本語訳は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典－物権・債権関係－』法曹会（1982年）の訳による（ただし、1298条については、2011年改正後の条文に従って、訳文を修正した）。

Article 1289 Lorsque deux personnes se trouvent débitrices l'une envers l'autre, il s'opère entre elles une compensation qui éteint les deux dettes, de la manière et dans les cas ci-après exprimés.

第1289条〔相殺の意義と効果〕 2人の者が互いに債務者であるときは、それらの者の中で相殺（compensation）が行われる。相殺は、以下に述べる仕方および場合に従って、2つの負債を消滅させる。

Article 1290 La compensation s'opère de plein droit par la seule force de la loi, même à l'insu des débiteurs ; les deux dettes s'éteignent réciproquement, à l'instant où elles se trouvent exister à la fois, jusqu'à concurrence de leurs quotités respectives.

第1290条〔当然の相殺〕 相殺は、債務者が知らない場合であっても、法律上当然に法律の力のみによって行われる。2つの負債は、同時に存在している時は直ちに、それぞれの分量を限度として相互に消滅する。

Article 1291 La compensation n'a lieu qu'entre deux dettes qui ont également pour objet une somme d'argent, ou une certaine quantité de choses fongibles de la même espèce et qui sont également liquides et exigibles.

Les prestations en grains ou denrées, non contestées, et dont le prix est réglé par les mercuriales, peuvent se compenser avec des sommes liquides et exigibles.

第1291条〔相殺の要件〕 ① 相殺は、ともに一定額の金銭（somme d'argent）又は一定量の同種の代替物（chose fongibles）を目的とし、かつ、ともに数額が確定した、〔元本の支払いを〕要求出来る2つの負債の間ででなければ、生じない。

② 穀物又は作物による給付 (prestation en grains ou denrées) で争いがなく、かつ、その価格が市場相場表 (mercuriale) によって定められるものは、数額が確定した、〔元本の支払い〕を要求出来る金額 (somme liquide et exigible) をもって相殺することができる。

Article 1292 Le terme de grâce n'est point un obstacle à la compensation.

第1292条〔猶予期間〕 猶予期間 (terme de grâce) は、なんら相殺の妨げとはならない。

Article 1293 La compensation a lieu, quelles que soient les causes de l'une ou l'autre des dettes, excepté dans le cas :

- 1° De la demande en restitution d'une chose dont le propriétaire a été injustement dépouillé ;
- 2° De la demande en restitution d'un dépôt et du prêt à usage ;
- 3° D'une dette qui a pour cause des aliments déclarés insaisissables.

第1293条〔相殺の禁止〕 相殺は、以下の場合を除いて、負債の一方又は他方の原因がいかなるものであっても生じる。

- 一 所有者が不当に奪われたものの返還請求 (demande en restitution)
- 二 寄託 (dépôt) 及び使用貸借 (prêt à usage) の返還請求
- 三 差押不可能と宣言された扶養料を原因とする負債

Article 1294 La caution peut opposer la compensation de ce que le créancier doit au débiteur principal ; Mais le débiteur principal ne peut opposer la compensation de ce que le créancier doit à la caution.

Le débiteur solidaire ne peut pareillement opposer la compensation de ce que le créancier doit à son codébiteur.

第1294条〔保証人・連帯債務者による相殺〕 ① 保証人は、債権者が主たる債務者に対して義務を負っているものについて、相殺を対抗することができる。ただし、主たる債務者は、債権者が保証人に対して義務を負っているものについて相殺を対抗することができない。

② 連帯債務者は、同様に、その共同債務者に対して義務を負っているものについて、相殺を対抗することができない。

Article 1295 Le débiteur qui a accepté purement et simplement la cession qu'un créancier a faite de ses droits à un tiers, ne peut plus opposer au cessionnaire la compensation qu'il eût pu, avant l'acceptation, opposer au cédant.

A l'égard de la cession qui n'a point été acceptée par le débiteur, mais qui lui a été signifiée, elle n'empêche que la compensation des créances postérieures à cette notification.

第1295条〔債権譲渡と相殺〕 ① 債権者が第三者に対して行った権利の譲渡を単純に承諾 (acceptation) した債務者はもはや、承諾前に譲渡人 (cédant) に対抗することができた相殺を譲受人に対抗することができない。

② 債務者に送達されたが債務者がなんら承諾しなかった譲渡は、その通知後の債権の相殺のみを妨げる。

Article 1296 Lorsque les deux dettes ne sont pas payables au même lieu, on n'en peut opposer la compensation qu'en faisant raison des frais de la remise.

第1296条〔引受費用の算入〕 二つの負債が同一の場所で弁済すべきものでないときは、引渡し の費用を算入してでなければ、相殺を対抗することができない。

Article 1297 Lorsqu'il y a plusieurs dettes compensables dues par la même personne, on suit, pour la compensation, les règles établies pour l'imputation par l'article 1256.

第1297条〔相殺の充当〕 同一の者によって支払われべき相殺可能な数個の負債があるときは、その相殺について、充当に関して第1256条に定める規定に従う。

Article 1298 La compensation n'a pas lieu au préjudice des droits acquis à un tiers. Ainsi celui qui, étant débiteur, est devenu créancier depuis la saisie faite par un tiers entre ses mains, ne peut, au préjudice du saisissant, opposer la compensation.

第1298条〔相殺と差押え〕 相殺は、第三者の既得権を害しては生じない。したがって、債務者であって、第三者が行った差押え (saisie) ののちに債権者となった者は、差押人 (saisissant) を害して相殺を対抗することができない。

Article 1299 Celui qui a payé une dette qui était, de droit, éteinte par la compensation, ne peut plus, en exerçant la créance dont il n'a point opposé la compensation, se prévaloir, au préjudice des tiers, des privilèges ou hypothèques qui y étaient attachés, à moins qu'il n'ait eu une juste cause d'ignorer la créance qui devait compenser sa dette.

第1299条〔相殺後の弁済による放棄〕 相殺によって当然に消滅した負債を弁済した者は、もはや、相殺をなんら対抗しなかった債権を行使するにあたって、それに付着していた先取特権又は抵当権を第三者を害して援用することができない。ただし、債務者がその負債を相殺すべ

き債権を知らないことについて正当な事由 (juste cause) を有した場合には、その限りでない。